

議案第29号 小松島市立体育館条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年度末をもって閉校する立江中学校及び坂野中学校の体育館を、それぞれ立江体育館、坂野体育館として社会体育施設に位置付け、市民の利用に供するため、必要な改正を行うもの。

小松島市立体育館条例(昭和57年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考								
<p align="center"><u>小松島市立体育館条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の体位向上及びスポーツ・レクリエーションを通じて心身の健全な育成を図るため体育館を置く。</p> <p>2 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 小松島市立体育館</p> <p>（2）位置 <u>小松島市立江町字赤石74番地の2</u></p> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>小松島市立体育館</u>(以下「体育館」という。)においては、</p>	<p align="center"><u>小松島市体育館条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の体位向上及びスポーツ・レクリエーションを通じて心身の健全な育成を図るため体育館を置く。</p> <p>2 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1086 986 1805 1201"> <thead> <tr> <th align="center">名称</th> <th align="center">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松島市立体育館</td> <td>小松島市立江町字赤石74番地の2</td> </tr> <tr> <td>立江体育館</td> <td>小松島市立江町字鍋寺36番地</td> </tr> <tr> <td>坂野体育館</td> <td>小松島市坂野町字根上り37番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>体育館</u>においては、次に掲げる事業を行う。</p>	名称	位置	小松島市立体育館	小松島市立江町字赤石74番地の2	立江体育館	小松島市立江町字鍋寺36番地	坂野体育館	小松島市坂野町字根上り37番地	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
名称	位置									
小松島市立体育館	小松島市立江町字赤石74番地の2									
立江体育館	小松島市立江町字鍋寺36番地									
坂野体育館	小松島市坂野町字根上り37番地									

次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーションの普及振興に関すること。
- (2) 前号の事業を推進するため、体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の供用に関すること。
- (3) その他小松島市教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた場合における施設等の供用に関すること。

(利用時間及び休館日)

第3条 体育館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(使用料)

第4条 体育館を利用する者からは、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とし、既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由又は市長が特別の事由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 市長は、公益上又は特別の事由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

第6条～第13条 略

- (1) スポーツ・レクリエーションの普及振興に関すること。
- (2) 前号の事業を推進するため、体育館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の供用に関すること。
- (3) その他小松島市教育委員会(以下「委員会」という。)が適当と認めた場合における施設等の供用に関すること。

(利用時間及び休館日)

第3条 体育館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(使用料)

第4条 小松島市立体育館を利用する者からは、別表第1に定める使用料を徴収する。

2 立江体育館又は坂野体育館を利用する者からは、別表第2に定める使用料を徴収する。

3 前2項の使用料は、前納とし、既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由又は市長が特別の事由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 市長は、公益上又は特別の事由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

第6条～第13条 略

改正

追加

改正

別表(第4条関係)

時間区分				午前9時～	午後1時～	午後5時～	午前9時～	午前9時～	超過時間1時
				正午	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	間まで
全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料の徴収しない場合	電気を使用する場合	円	円	円	円	円	円
				1,800	2,400	2,700	4,800	7,500	600
	入場料の類を徴収する場合	27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470		
アマチュアスポーツに	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない場合	入場料の類を徴収する場合	電気を使用する場合	41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090
				0	0	0	0	70	

別表第1(第4条第1項関係)

時間区分				午前9時～	午後1時～	午後5時～	午前9時～	午前9時～	超過時間1時
				正午	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	間まで
全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料の徴収しない場合	電気を使用する場合	円	円	円	円	円	円
				1,800	2,400	2,700	4,800	7,500	600
	入場料の類を徴収する場合	27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470		
アマチュアスポーツに	営利又は営業のための宣伝を目的とみなされない場合	入場料の類を徴収する場合	電気を使用する場合	41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090
				0	0	0	0	70	

改正

改正

外の もの に使用 する場 合	営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場 合	103,9 50	145,5 30	162,1 60	207,9 00	370,0 60	35,340
	部分 使用 場合	床面の3分の1以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニング室	電気 を使	アマチュアスポーツに使用する場合で 午前9時から正午まで750円、午後1時か					

外の もの に使用 する場 合	場合 営利又は営 業のための 宣伝を目的 とする場 合	103,9 50	145,5 30	162,1 60	207,9 00	370,0 60	35,340
	部分 使用 場合	床面の3分の1以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)					
トレーニング室	電気 を使	アマチュアスポーツに使用する場合で 午前9時から正午まで750円、午後1時か					

改正

用しない場合	ら午後5時まで1,000円、午前9時から午後5時まで2,000円
電気を使用する場合	1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間600円

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

用しない場合	ら午後5時まで1,000円、午前9時から午後5時まで2,000円
電気を使用する場合	1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間当たりの額に100分の600を乗じて得た額。営利、営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分の1,500を乗じて得た額
会議室	1時間600円

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

改正

別表第2(第4条第2項関係)

追加

時間区分				午前9時～	午後1時～	午後5時～	午前9時～	午前9時～	超過時間1時
				正午	午後5時	午後9時30分	午後5時	午後9時30分	間まで
利用者が本市の住民及び団体の場合	アマチュア入場料の類を徴収しない場合	電気を	使用する	無料					
				電気を	使用する	1時間まで160円、1時間を超える30分ごとに80円を加算する。			
アマチュア入場料の類を徴収する場合	営業のための宣伝を目的とするのみ	電気を	使用する			9.240	12.320	13.860	24.640
				0	0	0	0	0	0
アマチュア入場料の類を徴収する場合	営業のための宣伝を目的とするのみ	電気を	使用する	13.860	18.480	20.790	36.960	57.750	4.620
				0	0	0	0	0	0

	外の場合								
	もの	営利又は営	34,68	46,24	52,02	92,48	144,5	11,56	
	に使用す	業のための	0	0	0	0	00	0	
	る場	宣伝を目的							
	合	とするとみ							
		なす場合							
利用	アマ	入場	円	円	円	円	円	円	円
者が	チュ	料の	1,080	1,440	1,620	2,880	4,500	360	
本市	アス	類を							
以外	ポー	徴収							
の住	ツに	しな	1時間につき960円を加算する。						
民及	使用	い場							
び団	する	合							
体で	場合								
ある		入場料の類	11.10	14.80	16.65	29.60	46.25	3.700	
場合		を徴収する	0	0	0	0	0		
		場合							
	アマ	営利又は営	16.62	22.16	24.93	44.32	69.25	5.540	
	チュ	業のための	0	0	0	0	0		
	アス	宣伝を目的							
	ポー	とするとみ							
	ツ以	なされない							
	外の場合								
	もの								
		営利又は営	41.64	55.52	62.46	111.0	173.5	13.88	

に使用する場合	業のための 宣伝を目的 とするとき なされる場 合	0	0	0	40	0	0
---------	---------------------------------------	---	---	---	----	---	---

備考

- 1 電気及び水道を多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合は、半額とする。